

**一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係る
P F I 等導入可能性調査報告書**

概 要 版

令和2年3月

能代山本広域市町村圏組合

目次

1.	調査の目的	1
2.	整備施設の概要	1
3.	事業方式の特徴及び官民役割分担等の整理	2
	(1) 事業方式の特徴	2
	(2) 事業方式別の官民の役割分担	2
	(3) 先行事例における事業方式別実績件数	3
4.	PFI等導入の場合の想定事業スキーム	4
	(1) 事業範囲	4
	1) 整備段階	4
	2) 運営段階	4
	(2) 事業契約期間	4
	(3) リスク分担	5
5.	意向調査結果	6
6.	経済性の検討	7
	(1) 費用等の設定に係る前提条件	7
	(2) VFM検討に係る前提条件	7
	(3) 財政負担額の比較	7
7.	まとめと課題	8
	(1) 定量的評価	8
	(2) 定性的評価	8
	1) 長期債務負担の確定	8
	2) 組合と民間事業者のリスク分担の明確化	8
	3) 処理対象物の適正処理等の確実な確保に向けた仕組みの構築	8
	4) 事業実施に伴う透明性、公平性の確保	8
	5) 運営・維持管理期間中の行政事務手続の簡素化	8
	(3) 総合評価	9
	(4) 今後の課題	9
	1) 適切な事業監視（モニタリング）の実施	9
	2) 提案評価の考え方について	9
	(5) 民間事業者の募集・評価・選定スケジュール	9

1. 調査の目的

近年の地方自治体を取り巻く社会経済環境は、財政のひっ迫、人口構造の変化や住民ニーズの多様化等により、より効率的な財政運営に取り組むことが求められており、こうした中で廃棄物処理施設の整備・運営事業においても、平成 11 年 7 月の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）」の施行、平成 13 年 4 月の国土交通省による「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」の公表以降、PFI方式（民設民営）やDBO方式（公設民営）等の民間活力を導入した事業方式を採用する地方自治体が増加してきている。

環境省においても、平成 18 年 7 月に「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（以下「環境省手引き」という。）をまとめ、廃棄物処理施設に係る発注方法については、「廃棄物処理施設建設工事に加え竣工後の長期包括的運営事業を一括した価格競争を求める拡大性能発注方式やPFI方式による発注により、運営を含めたトータルの事業での競争を導入することが有効である。」としており、廃棄物処理施設の長期的な運営を包括的に性能発注することについて是認する方向で言及している。さらに、令和元年 5 月改訂版のエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルにおいては、PFI等の民間活用を循環型社会形成推進交付金の新たな交付要件として追加している。

以上のような背景の下、PFI等導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）については、本業務と同時に令和 2 年 3 月にとりまとめた「一般廃棄物処理施設整備基本設計策定業務報告書（以下「基本設計」という。）」の内容を踏まえたうえで、令和 8 年 4 月の稼働開始を目指して推進する可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（以下、総称して「一般廃棄物処理施設」又は「本施設」という。）の整備・運営事業（以下「本事業」という。）に対するPFI方式等の導入可能性について、事業方式の特徴把握、民間事業者への意向調査、経済性検討等を通じて調査することを目的として実施するものである。

2. 整備施設の概要

■可燃ごみ処理施設の概要

項目	内容
施設の種類	エネルギー回収型廃棄物処理施設
施設規模	80 t/日（40 t/日・炉×2 炉）
処理方式	ストーカ式焼却方式
処理対象ごみ	・可燃ごみ ・不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ

■不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の概要

項目	内容
施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設
施設規模	5 t/日
処理方式	低速回転式破砕機及び高速回転式破砕機
処理対象ごみ	・不燃ごみ ・粗大ごみ

3. 事業方式の特徴及び官民役割分担等の整理

(1) 事業方式の特徴

事業方式		特徴
公設公営方式		公共が確保した財源によって、施設的设计・建設を行い、所有し、公共が自ら施設を運営・維持管理することにより処理対象物の適正処理業務を行う方式である。
公設民営方式	長期包括運営業務委託方式※	公共が確保した財源によって、施設的设计・建設を行い、所有し、これから新たに稼働開始する施設、或いは稼働開始後一定期間経過した施設の運営に関しては、民間事業者に長期間包括的に責任委託する方式。
	DBO方式	公共が確保した財源によって、施設的设计・建設を行い、所有し、公共から長期包括責任運営委託を受けた民間事業者が運営・維持管理することにより処理対象物の適正処理を行う方式。
民設民営方式	BTO方式	民間事業者が独自に資金を調達し、施設の整備を行い、当該施設等を完成させた後、ただちに公共に所有権を移転する。公共は当該施設等を所有し、民間事業者は、当該施設等を利用(運営)して公共サービスの提供を行う方式。
	BOT方式	民間事業者が独自に資金を調達し、施設の整備を行い、当該施設等を所有し、運営を行う。事業契約期間終了後、民間事業者は公共サービスの提供に必要な全ての施設等を公共に譲渡する方式。
	BOO方式※	民間事業者が独自に資金を調達し、施設の整備を行い、当該施設等を所有し、運営を行う。事業契約期間が終了しても、民間事業者が施設等を継続して所有して公共には譲渡せず、その後の公共サービスは、契約の継続、或いは別途定める契約によって継続する方式。

(2) 事業方式別の官民の役割分担

項目	公設公営方式	公設民営方式		民設民営方式		
		長期包括運営業務委託方式※	DBO方式	BTO方式	BOT方式	BOO方式※
民間関与度	小 ←————→ 大					
計画策定	公共	公共	公共	公共	公共	公共
資金調達	公共	公共	公共	民間	民間	民間
設計・建設	公共	公共	公共	民間	民間	民間
運営	公共	民間	民間	民間	民間	民間
施設の所有 (運営期間中)	公共	公共	公共	公共	民間	民間
施設の所有 (事業終了後)	公共	公共	公共	公共	公共	民間

※長期包括運営業務委託方式及びBOO方式を検討対象事業方式から除外する理由

(長期包括運営業務委託方式)

- 組合は新たな一般廃棄物処理施設の整備をこれから発注する段階であり、整備と長期包括責任運営委託を一括発注・契約する選択肢がある中で、運営部分の競争性の確保を図ることが極めて困難な長期包括運営業務委託方式を選択する大義はない。したがって、長期包括運営業務委託方式については、本事業の検討対象事業方式から除外する。

(BOO方式)

- 本事業においては、民間事業者が自ら調達した資金により施設を整備し、本組合がその整備費相当の費用を運営開始後のサービス対価に含めて全額支払う(サービス購入型)ことから、本組合のごみ処理施設整備費を民間事業者が建設当該年度において立て替えたという実態に等しい。ごみ処理施設整備費の実質的な負担者が本組合である以上、少なくとも本組合に施設の所有権を移転した上で、施設を撤去するのかそれとも延命化を図るのか検討すべきであると判断できる。したがって、BOO方式については、本事業の検討対象事業方式から除外する。

(3) 先行事例における事業方式別実績件数

公表されているデータ等を基に、民設民営方式の1号案件（秋田県大館事業）の実施方針が公表された平成12年度から直近の令和元年度までの20年間における事業実績について、事業方式別の件数を集計した。事業実績は合計283件であり、「公設公営方式」が151件（集計対象の53%）、「公設民営方式（DBO方式）」が102件（集計対象の36%）であった。過去5年間（平成27年～令和元年度）の81件を集計すると、近年は「公設民営方式（DBO方式）」の件数が49件（集計対象の60%）、次いで「公設公営方式」が28件（集計対象の35%）となっていることが分かった。

前述のとおり、環境省は、令和元年5月改訂版のエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルにおいて、PFI等の民間活用について検討することを循環型社会形成推進交付金の新たな交付要件として追加しており、今後はますます公設公営方式以外の事業方式が増加するものと思われる。

■先行事例における事業方式別実績件数

単位：件

年度	公設公営方式	公設民営方式		民設民営方式			合計	
		長期包括運営 業務委託方式	DBO方式	BTO方式	BOT方式	BOO方式		
平成12年度	29	1	1	0	0	0	31	
平成13年度	10	1	0	0	0	0	11	
平成14年度	3	0	0	0	0	2	5	
平成15年度	6	1	0	0	0	1	8	
平成16年度	7	2	1	0	0	0	10	
平成17年度	5	2	2	1	1	0	11	
平成18年度	11	0	1	1	0	0	13	
平成19年度	7	3	0	0	0	0	10	
平成20年度	1	1	4	0	0	0	6	
平成21年度	2	1	5	0	0	0	8	
平成22年度	7	2	6	2	0	0	17	
平成23年度	7	1	5	1	0	0	14	
平成24年度	9	2	13	0	0	0	24	
平成25年度	6	0	9	0	0	0	15	
平成26年度	13	0	6	0	0	0	19	
平成27年度	11	0	8	1	0	0	20	
平成28年度	6	0	13	0	0	0	19	
平成29年度	4	0	12	1	0	0	17	
平成30年度	7	1	11	0	0	0	19	
令和元年度	0	0	5	1	0	0	6	
合計 (全期間)	件数	151	18	102	8	1	3	283
	割合	53%	6%	36%	3%	0%	1%	100%
合計 (過去5年間)	件数	28	1	49	3	0	0	81
	割合	35%	1%	60%	4%	0%	0%	100%

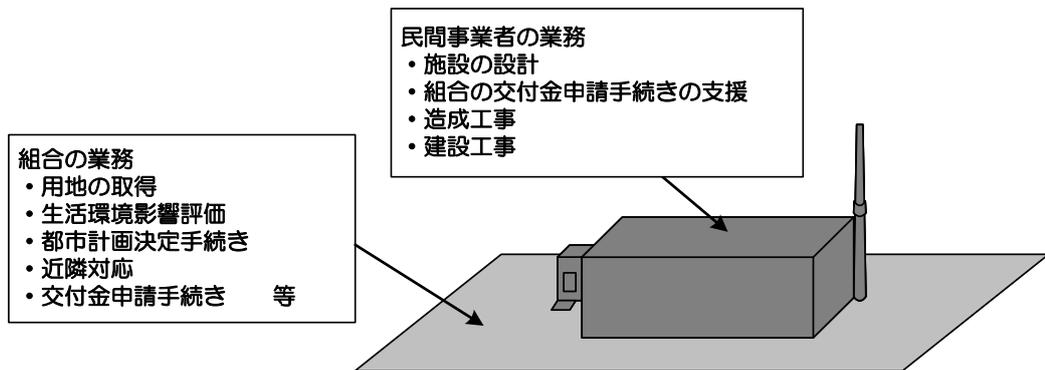
4. PFI等導入の場合の想定事業スキーム

(1) 事業範囲

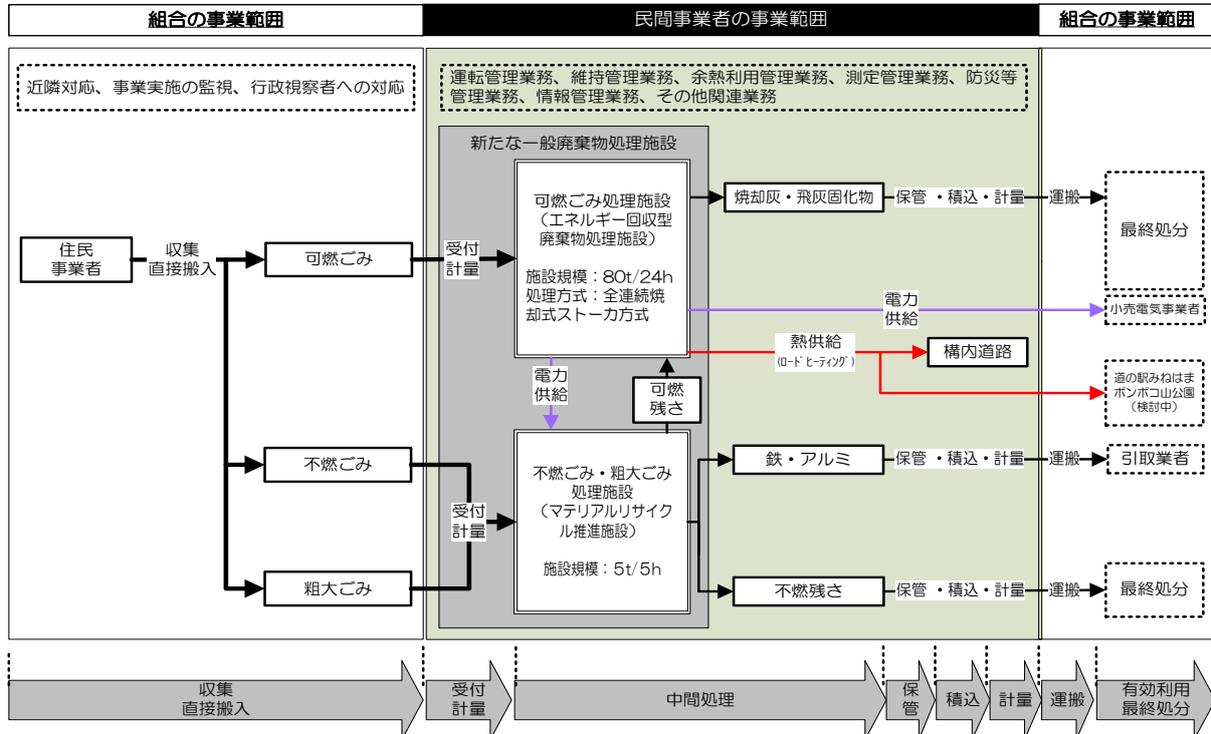
1) 整備段階

用地の取得、生活環境影響調査、住民合意、都市計画決定手続き、近隣対応、交付金申請手続き等については、組合が行う業務とし、施設の設計、組合の交付金申請手続きの支援、造成工事及び建設工事については、事業契約に基づいて民間事業者が行う業務範囲とする。

2) 運営段階



民間事業者への適切なリスク移転、廃棄物PFI事業の先行事例からみても、ごみの収集・搬入、近隣住民対応などの一部の業務を除いて、運営段階における施設の運営・維持管理に係るほぼすべての業務を包括的に民間事業者に委ねることが、一般的な官民の役割分担となっている。本事業においても、こうした考え方を基に運営段階の事業範囲を設定するものとする。



(2) 事業契約期間

設計・建設業務期間 : 令和4年1月から令和8年3月まで※

運営・維持管理業務期間 : 令和8年4月から令和27年3月まで

※意向調査結果を踏まえて設定 (意向調査前の設定：令和4年1月から令和7年3月まで)

(3) リスク分担

本事業におけるリスク分担の検討を行った。リスクが発生する可能性がある段階は、全期間共通、設計段階、建設段階及び運営・維持管理段階等の4段階に分けられ、この段階ごとに発生する可能性があるリスクについて、組合及び民間事業者の分担案をまとめた。

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担案 ○：主分担者 △：一部リスク負担者			
				DBO		BTO・BOT	
				組合	民間事業者	組合	民間事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	建設・運営事業者募集資料の誤り又は変更によるもの。	○	－	○	－
	住民対応リスク	(2)	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	－	○	－
		(3)	上記以外のもの（建設・運営事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等）	－	○	－	○
	用地リスク	(4)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	－	○	－
	第三者賠償リスク	(5)	建設・運営事業者が実施する業務に起因して発生する事故等	－	○	－	○
		(6)	上記以外のもの	○	－	○	－
	政治リスク	(7)	政策方針の転換、議会承認、財政破綻等によるもの	○	－	○	－
	許認可リスク	(8)	建設・運営事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	－	○	－	○
	交付金リスク	(9)	建設事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	－	○	－	○
		(10)	その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	○	－	○	－
	資金調達リスク	(11)	当該事業に必要な資金の確保に関するもの（応募コスト等を含む）	－	－	－	○
	金利変動リスク	(12)	金利の上昇に伴う民間事業者の経費増減によるもの	－	－	○	△
	物価変動リスク	(13)	一定範囲を超える物価変動（インフレ、デフレ）にともなう運営事業者の経費増減によるもの	○	△	○	△
法令変更リスク	(14)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	－	○	－	
	(15)	上記以外の法令・税制の新設・変更に関するもの	－	○	－	○	
設計段階	不可抗力リスク	(16)	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの	○	△	○	△
	測量・調査	(17)	組合が実施した測量調査に関するもの	○	－	○	－
		(18)	建設事業者が実施した測量調査に関するもの	－	○	－	○
	設計変更リスク	(19)	組合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	－	○	－
		(20)	建設・運営事業者の提案内容の不備・判断によるもの	－	○	－	○
	建設着工遅延リスク	(21)	組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	－	○	－
(22)		建設事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	－	○	－	○	
建設段階	工事費増加リスク	(23)	組合の提示条件の不備・変更に関するもの	○	－	○	－
		(24)	建設事業者の事由によるもの	－	○	－	○
	工事遅延リスク	(25)	着工後の組合の指示に関するもの	○	－	○	－
		(26)	建設事業者の事由によるもの	－	○	－	○
試運転・性能試験リスク	(27)	試運転・性能試験（建設事業者実施）に要する廃棄物の供給に関するもの	○	－	○	－	
	(28)	試運転・性能試験（建設事業者実施）の結果契約等で規定した要求性能の不適合によるもの	－	○	－	○	
維持管理・運営段階	ごみ量変動リスク	(29)	施設許容量以下のごみの受け入れ	－	○	－	○
		(30)	施設許容量を超過するごみの処理	○	－	○	－
	ごみ質変動リスク	(31)	計画ごみ質に対する一定範囲内のごみ質変動	－	○	－	○
		(32)	計画ごみ質に対する一定範囲を超えるごみ質変動	○	－	○	－
	処理生成物の処理	(33)	処理生成物の処理	－	○	－	○
要求水準不適合リスク	(34)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む）	－	○	－	○	
他	施設性能リスク	(35)	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの	－	○	－	○

5. 意向調査結果

プラントメーカー6社に対して、事業契約期間（設計・建設業務期間（39 か月）及び運営・維持管理業務期間（20 年間）、事業範囲、官民役割分担及びリスク分担等の事業スキームを提示したうえで、意向調査を実施した。6社すべてが本事業に関心があり、参加に意欲的な会社が複数社存在することが分かった。また事業方式については、DBO方式を採用した場合には競争性を確保できることが分かった。提示した事業スキームについては、一部適当ではないとの意見も見られたが、これらの意見は事業者募集図書作成時に解決できる意見であった。ただし、設計・建設業務期間については6社すべてが適当でないとの意見であり、理由も合理的であったため51 か月に見直すこととした。

■設計・建設業務期間の意向調査結果が組合の想定より長かった主な要因

- ① 建設作業員の人手不足や重機不足が継続していること
- ② 働き方改革関連法による完全週休二日制が推進されていること
- ③ 冬季の気候状況が工事の進捗に影響を及ぼすこと

■意向調査結果のまとめ

項目	件数	A社	B社	C社	D社	E社	F社
(1) 本事業への関心							
1. 関心があり、参加に意欲的である。	4	○	○			○	○
2. 関心があり、条件が整えば参加したい。	2			○	○		
3. 関心がなく、参加の予定はない。	0						
(2) 事業方式							
1. DBO方式	6	○	○	○	○	○	○
2. BTO方式 ※	1					○	
3. BOT方式 ※	1					○	
4. BOO方式 ※	1					○	
(3) 事業契約期間							
設計・建設業務期間（39か月）							
1. 適当である	0						
2. 適当でない	6	○	○	○	○	○	○
適当だと思う期間	5	54か月	58か月	未回答	51か月	48か月	42か月
運営・維持管理業務期間（20年間）							
1. 適当である	6	○	○	○	○	○	○
2. 適当でない	0						
(4) 官民役割分担							
1. 適当である	5	○	○	○		○	○
2. 適当でない	1				○		
適当ではない業務							
計量棟の受付管理業務、計量・料金徴収業務	1				○		
見学者対応	1				○		
(5) リスク分担（案）							
1. 適当である	4	○		○		○	○
2. 適当でない	2		○		○		
適当ではないリスク項目							
周辺住民対応リスク	1				○		
法令変更リスク	1				○		
測量・調査リスク	1				○		
設計変更リスク	1		○				
ごみ量変動リスク	1				○		
ごみ質変動リスク	1				○		
(6) 民活手法導入の有効性							
民活手法を導入した場合に有効となる項目							
ライフサイクルコストの縮減	5	○		○	○	○	○
運営・維持管理業務への創意工夫	6	○	○	○	○	○	○
熱回収量の最大化	1			○			
リスクの低減	1					○	

※BTO方式、BOT方式及びBOO方式を検討対象事業方式から除外する理由

上記のアンケート結果からDBO方式以外の事業方式を採用した場合には、競争性を確保できないことが判明したため、**BTO方式、BOT方式及びBOO方式については、本事業における検討対象事業方式から除外する**。なお、BOO方式については「3. 事業方式の特徴及び官民役割分担等の把握」において、既に検討対象事業方式から除外している。

6. 経済性の検討

以上の検討結果から、経済性等の検討については、公設公営方式及びDBO方式の比較により行うものとする。

(1) 費用等の設定に係る前提条件

項目	公設公営方式で実施する場合	DBO方式で実施する場合	算出根拠
①設計・建設業務にかかる費用の算出方法	設計・建設業務費	同左	<ul style="list-style-type: none"> 公設公営方式で実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 DBO方式で実施する場合の設計・建設業務費は、公設公営方式で実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
②運営・維持管理業務(20年間)にかかる費用の算出方法	運営・維持管理業務費 ・運転経費(光熱水費、燃料費、薬剤費、消耗品費等) ・人件費 ・維持管理費(保守管理費、修繕更新費等) ・その他経費(測定試験費等)	同左	<ul style="list-style-type: none"> 公設公営方式で実施する場合の運営・維持管理業務費は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 DBO方式で実施する場合の運営・維持管理業務費は、公設公営方式で実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
③設計・建設業務の資金調達の設定方法	・交付金	同左	・交付金交付要綱に従って設定。
	・起債	同左	・設計・建設業務費から交付金を除き所定の充当率により設定。
	・一般財源	同左	・設計・建設業務費から交付金及び起債を除き設定。
④支援業務費	・設計・施工監理業務費	・設計・施工監理業務費 ・運営モニタリング業務費	・コンサルタント見積により設定。
⑤売電収入	—	—	・東北北部エリアでは送電線の空き容量が無く、系統連系ができない状況であるため設定しない。
⑥その他の費用	—	・保険料 ・配当利益 ・法人税等	・DBO方式で実施する場合には、保険料、配当利益及び法人税等を設定。

(2) VFM検討に係る前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	0.17%	過去5年間の国債(10年債)の利率から設定
②物価上昇率	0.00%	物価変動は考慮せず
③リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

※VFM: Value for Moneyの略。支払(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給する考え方のこと。

ここでは、公設公営方式で実施する場合とDBO方式により実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

(3) 財政負担額の比較

前項の前提条件に基づいて、公設公営方式及びDBO方式で実施する場合の財政負担額を計

算した。その結果、現在価値換算のうえ比較すると、DBO方式は公設公営方式と比較して約8%の財政負担額の削減を期待できる結果となった。

■経済性の検討結果

項目	割合
①公設公営方式で実施する場合	100%
②DBO方式で実施する場合	約92%
③財政負担額の軽減割合(①-②)	約8%

7. まとめと課題

(1) 定量的評価

現在価値換算後のVFMの算定結果によると、DBO方式は公設公営方式と比較して財政支出を約8%削減期待できることとなり、DBO方式を採用することが経済的に優位であることが分かった。

(2) 定性的評価

定量的評価からDBO方式が経済的に優位であることが分かったが、DBO方式には、その他にも公設公営方式における課題を解決する次の定性的メリットがある。

1) 長期債務負担の確定

設計・建設工事及び20年間の運営・維持管理業務を一括発注して契約するため、設計・建設工事費と同様に20年間の運営・維持管理期間中の債務についても、事業当初の段階で確定する。

2) 組合と民間事業者のリスク分担の明確化

運営・維持管理における組合と民間事業者のリスク分担及び清算方法を事業契約で定めることにより明確化できる。

3) 処理対象物の適正処理等の確実な確保に向けた仕組みの構築

組合と民間事業者の交わす事業契約では、民間事業者に行わせる処理対象物の適正処理等の業務水準について定期的及び随時に監視(モニタリング)を行い、処理対象物の適正処理等の業務水準が契約通り行われていない場合は、業務委託料を減額する仕組みを構築ことが通例である。

4) 事業実施に伴う透明性、公平性の確保

PFI法で定める事業実施プロセスに則ることにより、実施方針の公表、特定事業の選定及び民間事業者の募集・評価・選定並びに基本協定及び契約の締結等の手続きの進捗等を公表するため、事業の透明性、公平性の確保等に一貫して配慮することができる。

5) 運営・維持管理期間中の行政事務手続の簡素化

処理対象物の適正処理業務には、運転管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、測定管理業務、防災等管理業務、情報管理業務、その他関連業務等の個別業務が内在しているが、一般的には、これらは個別業務ごとに予算化し、組合が直接実施するか或いは民間に単年度等ごとに役務、請負及び委託により個別発注していた。20年間の運営・維持管理を長期包括的に一括発注することにより、運営・維持管理期間中の事務手続については、民間事業者が行う処理対象物の適正処理等の業務の水準達成状況の監視(モニタリング)と業務

委託費の支払いに簡素化することができる。

(3) 総合評価

以上の定量的・定性的評価結果ならびに意向調査結果において、参加意向を示す民間事業者の存在を複数確認できたことにより、本事業にDBO方式を導入することが望ましいと判断できる結果となった。

(4) 今後の課題

1) 適切な事業監視（モニタリング）の実施

DBO方式では、組合は発注者の立場から民間事業者が適正に事業を実施しているか、事業監視（モニタリング）を行う役割を担うことになる。一方、民間事業者は組合が実施するモニタリングに協力する必要がある、資料作成、現場対応等を行わなければならないため、モニタリングの実施内容や頻度等は民間事業者のコストに影響を及ぼすことになる。そのため、事業実施にあたっては、あらかじめモニタリング方法等を検討し、入札説明書や要求水準書の事業者募集書類において、明確にする必要がある。

2) 提案評価の考え方について

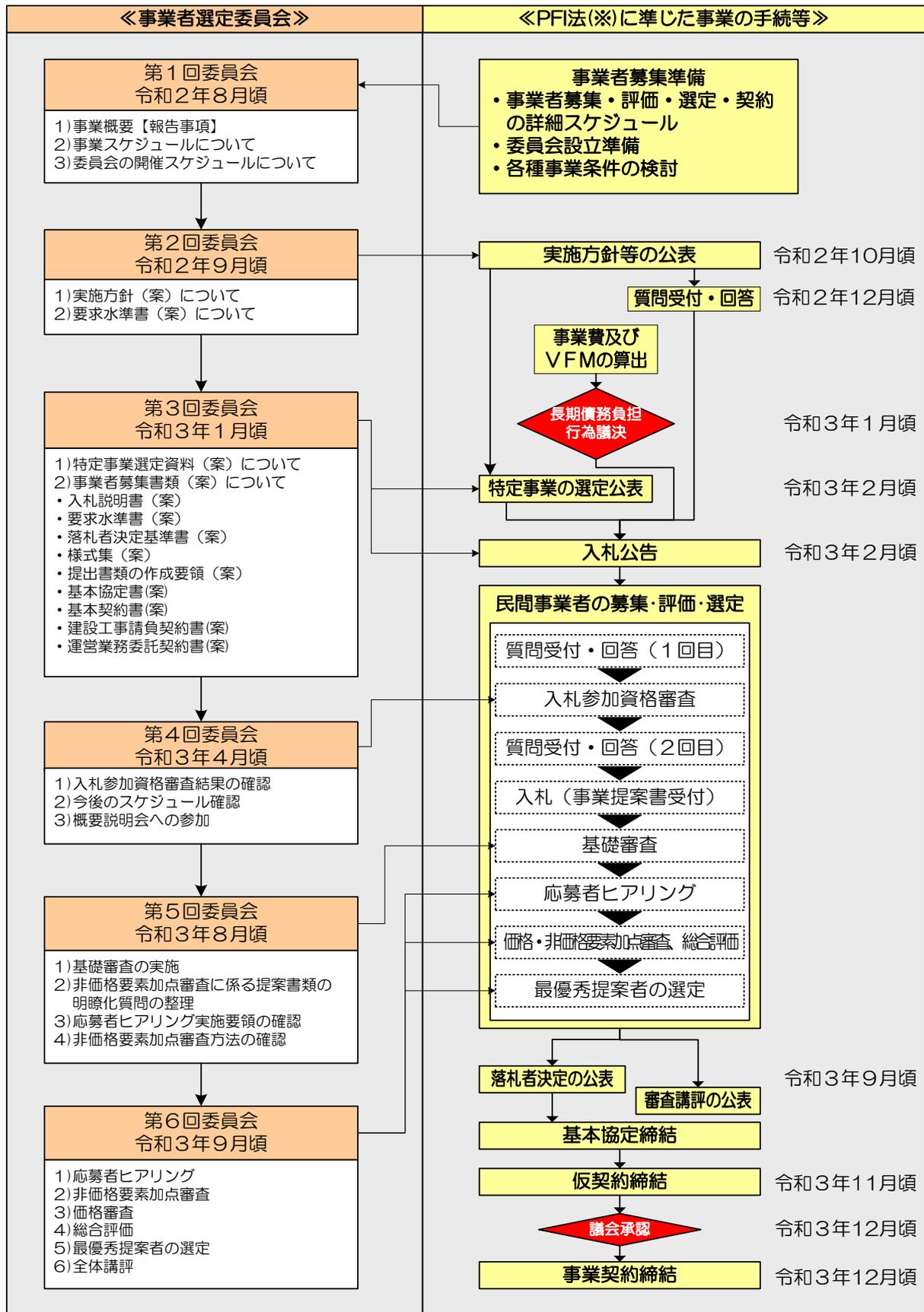
提案評価は、提案評価の基準をどのように設定するかにより、民間事業者の提案も左右される。公共事業であることから入札価格についての一定の評価は行うものの、組合の行政サービスの拠点として、長期的にPFI事業者に維持管理等を任せる観点から、施設のクオリティや利便性とあわせ、維持管理内容の充実度なども勘案し、総合的に評価していく必要がある。

(5) 民間事業者の募集・評価・選定スケジュール

DBO方式で事業を推進している先行事例と同様に、組合がPFI法の規定に準じて民間事業者の募集、評価及び選定を行い、民間事業者との事業契約を締結する場合の手続きの例を次頁に示す。総合評価方式を採用し、学識経験者2名以上を含む事業者選定委員会に落札者決定基準を含む募集図書、最優秀提案者の選定等を含めた事業全体の内容を諮りながら、民間事業者の募集、評価及び選定等の手続きを進める。

■民間事業者の募集、評価及び選定に係る主な手続き

手 続 き	内 容
実施方針等の公表	・本業務の結果を踏まえ、DBO方式の事業の内容、民間事業者選定方法等を確定し、PFI法に準じて実施方針、要求水準書案、落札者決定基準案等を作成する。組合は、策定した実施方針を広く民間事業者に公表し、事業参加を促していくことになる。この際、民間事業者からの質問を受け付け、民間事業者の意向も勘案した上で実施方針の内容を調整する。
特定事業の選定公表	・実施方針に対する民間事業者の意見等を参考に、事業内容、事業条件設定等を見直し、VFM評価によるDBO方式の本事業への導入効果の検証を行い、本事業を特定事業として実施することを決定・公表する。
民間事業者の募集・評価・選定	・入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案等の事業者募集に関連する書類を作成し、入札を実施する。事前に公表した選定基準に基づき事業者選定委員会において公平・公正に審査し、民間事業者（最優秀提案者）を選定する。
基本協定及び契約の締結等	・民間事業者との間で事業契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を締結したうえで詳細協議を行い、議会の議決を経て事業契約を締結する。



※ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)

注) スケジュールは予定であり、社会情勢等により変更となる場合がある。

図 事業者の募集、評価及び選定等の手続きの例